

安らぎと活力あるひらかれたまち「みのぶ」木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第15条第1項に基づき、身延町(以下「甲」という。)、身延町教育委員会(以下「乙」という。)、一般社団法人山梨県木材協会(以下「丙」という。)及び山梨県(以下「丁」という。)は、安らぎと活力あるひらかれたまち「みのぶ」木材利用促進協定を締結する。

1 目的

この協定は、甲による建築物の木材の利用に関する構想、乙による木材の利用に係る教育に関する構想及び丙による木材の利用の促進に関する構想について、甲、乙、丙及び丁が連携・協力することにより、甲、乙及び丙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による建築物の木材の利用に関する構想

ア 構想の内容

甲は、美しい自然環境に恵まれ、歴史と文化が息づく郷土にふさわしいひらかれたまちづくりを進めるため、木の持つ温かみや柔らかさを活かした潤いある建築物の整備を推進する。

イ 構想の達成に向けた取組の内容

(ア) 甲は、木材利用の先駆的な事例となる身延中学校新校舎等の建設を実現し、建築物における木材利用の意義を町内外に広く情報発信する。

(イ) 甲は、身延中学校新校舎等の建設を契機として、身延町内の建築物における木造化及び木質化による木材利用の一層の促進を図る。

(2) 乙による木材の利用に係る教育に関する構想

ア 構想の内容

乙は、教育振興の基本理念である「明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり」の達成に向け、建築物における木材利用の意義を理解して町の将来を支える人財を育てる。

イ 構想の達成に向けた取組の内容

(ア) 乙は、木の温かみと潤いある学習環境を活用して、環境負荷の軽減、森林環境と資源の保全、木の文化の継承、地域活性化等の木材利用の意義について学習機会の充実に努める。

(イ) 乙は、視察の受入れ等により甲及び丙による情報発信に積極的に協力する。

(3) 丙による木材の利用の促進に関する構想

ア 構想の内容

丙は、山梨県内の建築物における木材利用を促進し、県内木材産業の向上発展に努め、森林環境と資源の保全及び地域経済の振興に貢献する。

イ 構想の達成に向けた取組の内容

(ア) 丙は、甲が取り組む身延町内の建築物における木造化及び木質化に対して木材の安定供給に努める。

(イ) 丙は、甲及び乙による取組に対して技術的支援を行うとともに、その優れた取組を広く情報発信することにより建築物における木材利用について普及啓発を図る。

3 甲、乙及び丙の構想を達成するための丁による支援

丁は、甲、乙及び丙の構想の達成に向け、木材の調達や木材の利用に関する専門的な知見及び活用可能な補助事業等の情報を提供するとともに、本協定に基づく甲、乙及び丙の取組を優良事例として積極的に広報する。

4 構想の対象区域

山梨県内（ただし、建築物の整備に関する部分は身延町内に限る。）

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

6 その他

(1) 実施状況の報告

甲、乙及び丙は、丁が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力する。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙、丙及び丁は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙、丙及び丁は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除できるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙丙丁が記名の上、各自その1通を保管する。

令和4年8月17日

甲 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地

身 延 町 長

望 月 幹 也

乙 山梨県南巨摩郡身延町常葉 1093 番地

身延町教育委員会教育長

保 坂 新 一

丙 山梨県甲府市徳行 4 丁目 11 番 20 号

一般社団法人山梨県木材協会代表理事

天 野 公 夫

丁 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

山 梨 県 知 事

長 崎 幸 太 郎